

～委託業者が土地の使用状況の確認を行います～

固定資産税の評価に係る現地調査実施のお知らせ

町では、固定資産税の評価に係る土地の使用状況や現況などの確認のため、委託業者による現地調査を町内全域で実施する予定です。ご迷惑をおかけすることがないように注意して調査いたしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

業務委託名

地目調査照合業務委託

受託業者

株式会社ナカノアイシステム
なお、現地調査にはナンバープレート表示が「新潟」の車両を使用する予定です。

▼調査期間 9月から11月頃まで

▼問い合わせ先

税務会計課 税務室

☎26・2238(直通)



まちな鳥

空き家を保有する人へ

老朽危険空家除却支援事業補助金

老朽化により倒壊などの恐れのある空き家を「老朽危険空家」と認定し除去工事費を補助します。

▼対象

町内に老朽危険空家を所有する個人またはその法定相続人

▼募集戸数 1戸

▼補助金額 除却工事費の5分の4(上限50万円)

▼問い合わせ先

建設課 都市建設室

☎26・2278(直通)

▼申請期限 11月30日(月)

※申請は開庁時間に限ります。



▲詳しくは町ホームページをご覧ください。



まちな木

定例教育委員会の傍聴

- 日時 9月25日(金) 10:30～
- 場所 町文化センター2階研修室
- 定員 先着8人

※当日直接会場へお越しください。
なお、日時が変更になる場合もあります。
町ホームページをご確認ください。



▲町ホームページ

教育委員会事務局 教育総務室
〈問い合わせ先〉 ☎26-2285



吉岡町ブロック塀等除却補助金

ブロック塀の倒壊などによる人命被害を減らすため、危険なブロック塀の除却費を一部補助します。

※ブロック塀を新たに造る工事部分は補助金対象外です。

〔補助対象となるブロック塀・工事〕

国、県、町が管理する道路のうち緊急輸送道路または小学校指定通学路沿いにあるもの
※詳しい対象条件についてはお問い合わせください。

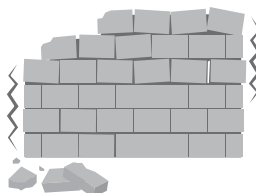
〔補助金額〕

1m当たり20,000円または除却費用の3分の2の低い方(上限20万円)

〔申請期限〕12月28日(月)

※申請は④・⑤・⑥を除き、開庁時間に限ります。
※予算がなくなり次第、受け付けを終了します。

問い合わせ先
建設課 都市建設室
☎26-2278(直通)



受給希望者は9月30日(水)までに申請を

障害者特別年金の支給



障害者の生活の安定・向上のために、障害者特別年金を支給します。新たに受給を希望する人は、9月30日(水)までに申請をしてください。すでに障害者特別年金を受給している人は、新たに手続をする必要はありません。ただし、対象要件(①～⑤)を満たさない場合、令和8年度は支給対象外となります。

▼対象

次の①～⑤の全てに該当する人
①次のいずれかの手帳を所持している。

- 身体障害者手帳3級
- 療育手帳B1またはB2
- 精神障害者保健福祉手帳3級
- ②令和8年10月1日時点で引き続き1年以上町に居住。
- ③町民税非課税世帯である。
- ④生活保護受給世帯でない。
- ⑤次のいずれも受給していない。
- 恩給法による増加恩給、傷病年金

● 戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金

● 国民年金法による障害基礎年金

● 町から支給される長寿祝金

● 特別児童扶養手当

▼支給内容 年額1万円
※11月に支給します。

▼申請に必要なもの
● 対象要件①の手帳

● 通帳など(本人または保護者の振込先がわかるもの)

▼申請方法
左記の二次元コードまたは窓口で申請してください。



▲申請はこちらから

▼申請期限

9月30日(水)

▼申請・問い合わせ先

健康福祉課 福祉室

☎ 26・2246 (直通)

すぐに届け出してください

交通事故などの第三者行為について



第三者行為とは？

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している人が、交通事故など第三者(自分以外の人)による行為で負傷したり病気になるたりした場合、健康保険を使って治療を受けることができます。

その場合の治療費は本来加害者が過失に応じて負担するべきものですので、保険者が後日加害者にその治療費を請求します。

「第三者行為」に該当する事例

- 交通事故(バイクや自転車によるものも含む)
- 他人のペットなどによるケガ
- スキー・スノーボードなどの接触事故

● 購入食品や飲食店などでの食中毒

「第三者行為」による事故にあってしまったら

● 国保または後期高齢者医療保険を使って受診した場合は速やかに連絡

● 小さな事故でも警察に連絡

● 相手(加害者)の住所・氏名・電話番号など身元を確認

● 交通事故では、相手の運転免許証・車検証・自動車損害賠償責任保険の証明書などを確認

● 受診の際は、第三者によるケガであることを伝える

問い合わせ先

住民課 保険室

☎ 26・2249 (直通)

今月の手話

「稲」



右手の人差し指と親指をつまんだ形にして、その2指の指先を口の端に当てて【米】腕を立てて右手の指を広げながら指先を下に向けてたらしめます。